

上越市ろばた館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 9 月 3 0 日

上越市長 中 川 幹 太

上越市規則第 5 5 号

上越市ろばた館条例施行規則の一部を改正する規則

上越市ろばた館条例施行規則（平成 1 6 年上越市規則第 1 2 7 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「（浴室を除く。）」を削り、同条第 3 項を削る。

第 1 号様式から第 3 号様式までの規定中

「☐会議室 ☐研修室 ☐生活実習室 ☐生きがい創造室」を

「☐会議室 ☐研修室 ☐生活実習室 ☐生きがい創造室
☐調理室 ☐ふれあいホール」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和 7 年 1 0 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に交付され、又は保有している改正前の上越市ろばた館条例施行規則に規定する様式は、当分の間、適宜、適切な修正を加えて、改正後の上越市ろばた館条例施行規則に規定する様式の相当する様式として使用することができる。